

宮津市地産地消推進店 を募集します。

募集期間：平成29年2月10日（金）まで

宮津農水商工観連携会議では、地元産の農林水産物の生産と消費の拡大、そして宮津市の食の魅力の向上を図るため、地元産食材を使用した料理を積極的に提供する飲食店等を「宮津市地産地消推進店」として認証します。



推進店に認証されると・・・

- ◎ 認証書及び認証プレートを交付します。
- ◎ 商工会議所や市のホームページ、広報誌等でお店を紹介し、PRします。
- ◇ 現在、34店舗が認証されています。

対象となるお店は・・・

- ◎ 宮津市内に所在する飲食店、旅館、ホテル等です。

認証の期間は・・・

- ◎ 認証の日から平成32年3月31日までです。
認証期間の満了前にあらかじめ届出がある場合は、自動更新となります。



平成16年の台風23号で倒れた天橋立の松を使用したプレートです。

推進店のHPはこちらから

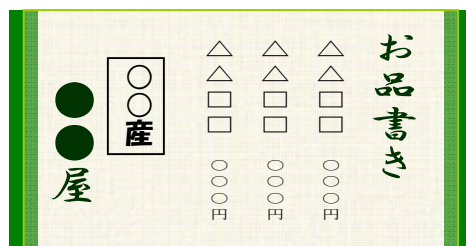
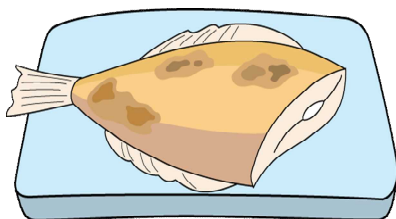
<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/outside/chisanchisyousuishinten/>

宮津農水商工観連携会議

認証の基準は・・・

- (1) 地元産の食材を積極的に使用し、その料理のPRを行うなど、地産地消の推進に取り組んでいること。
- (2) 地元産の食材の使用について、次の要件に該当していること。
 - ① 丹後産米を80パーセント以上使用していること。
 - ② 地元産の食材を主たる食材として使用した料理を、常時3品以上提供していること。
 - ③ 丹後地域の地酒、地ワイン等地元産の食材を使用した飲み物の提供に努めていること。
- (3) 使用している地元産の食材をメニュー表、店内の表示板等に分かりやすく表示し、消費者が識別できること。
- (4) 店員が、提供する地元産の食材について十分な説明ができること、又はそのための取組を予定していること。
- (5) 推進店として市のホームページ等で紹介することを了解すること。
- (6) 食品衛生法等の関係法令を遵守していること。

※ 地元産の食材とは、丹後地域（宮津市、舞鶴市、京丹後市、伊根町及び与謝野町）で生産（水揚げ）された農林水産物及びそれらを使用した加工品のことをいいます。



いっしょに

丹後産コシヒカリ
イメージキャラクター

応募手続

◎ 次の書類を、平成29年2月10日（金）までに提出してください。

- ・ 宮津市地産地消推進店認証申請書
- ・ 料理の写真、メニュー表、お店のパンフレットなど

◎ 申請書の様式は、宮津商工会議所及び宮津市のホームページからダウンロードできます。

審査

- ◎ 宮津農水商工観連携会議の委員等で構成する審査会において書面審査を行い、決定します。
- ◎ 担当者がお店に伺い、実際に確認をさせていただきます。

【書類提出先・問合せ先】

〒626-0041 宮津市字鶴賀 2054-1 宮津商工会議所事業推進課内
宮津農水商工観連携会議事務局

TEL 0772-45-1106 / FAX 0772-25-1690 / E-Mail m-nsskk-renkei@kyo.or.jp